

報告第 17 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定
により報告する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

専決第14号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年9月2日

幸手市長 木 村 純 夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

2 事故の概要

令和7年4月7日午後5時頃、幸手市東1丁目7-27地先において対向車とのすれ違いのために車両を左へ寄せた際、住宅の塀に接触し損傷させたものである。

3 損害賠償額

金181,893円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

物件損害一切 181,893円

合 計 181,893円